

第2次長久手市男女共同参画基本計画

(長久手市DV防止基本計画を含む)

(案)

～明日へ未来へ Nプラン～

平成24年 12月

長久手市

目 次

第1章 計画策定の趣旨と背景	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 近年の動向	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
第2章 長久手市の現状と課題	6
1 統計に基づく長久手市の現状	6
2 長久手市市民意識調査の結果概要	13
3 団体ヒアリングの結果概要	19
4 課題まとめ	23
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本的な視点	27
3 基本目標	28
4 計画の体系	29
第4章 施策の方向	30
基本目標 1 男女共同参画社会に向けての意識改革	30
基本目標 2 政策決定・地域活動分野への男女共同参画の促進	36
基本目標 3 男女がともに働きやすい環境の整備	40
基本目標 4 安心して暮らせるまちづくり	47
基本目標 5 人権が尊重され、DVのないまちづくり	52
第5章 計画の推進	56
1 庁内推進体制の整備・強化	56
2 市と事業者・各種団体等との協働と連携	56
3 相談体制の整備および相談員の育成	56
4 計画の進行管理	56

参 考 資 料	57
1 會議設置要綱	57
2 委員名簿	57
3 策定經過	57
4 用語解説	57

第1章 計画策定の趣旨と背景

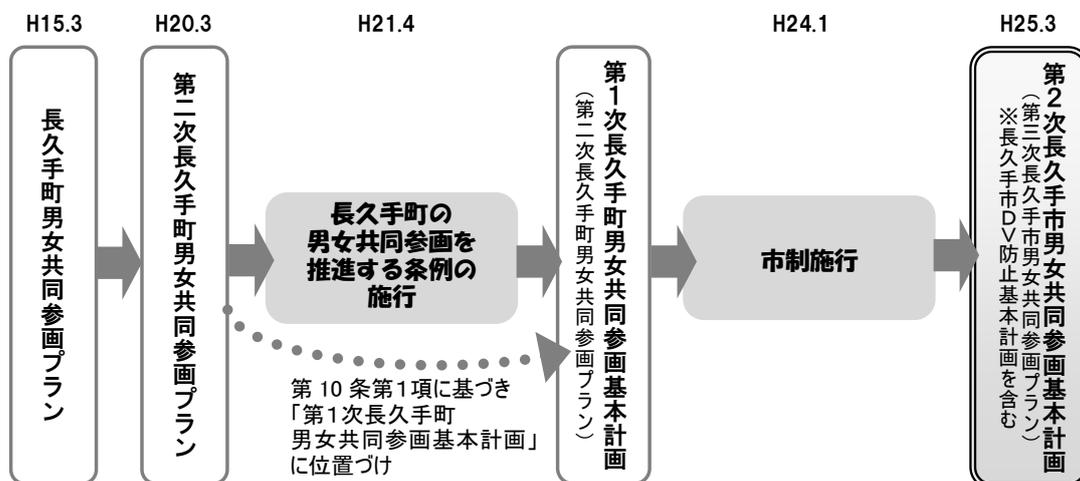
1 計画策定の趣旨と背景

本市では、男性と女性が性別にとらわれず能力を発揮し、互いを尊重しつつ責任を分かち合えるまちづくりを、市民・学校・企業・行政など市全体で進めていくための指針として、2003年（平成15年）3月に「長久手町男女共同参画プラン」を策定しました。2008年（平成20年）3月には、その改定版である「第二次長久手町男女共同参画プラン」を策定し、さらに、2009年（平成21年）4月には「長久手町の男女共同参画を推進する条例」を施行し、それに伴い「第二次長久手町男女共同参画プラン」を「第1次長久手町男女共同参画基本計画」に位置づけるなど、男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発や各種施策の計画的な推進を図ってきました。2012年（平成24年）1月には市制が施行され、市の活性化に向けた男女共同参画の取組の一層の強化が求められています。

この間、全国的に少子高齢化や家族形態の多様化、雇用・就業環境の変化などが進み、社会情勢が大きく変化してきました。男女共同参画については、2007年（平成19年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、2008年（平成20年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という）」が改正され、さらに2010年（平成22年）には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正がなされるなど、法律や制度面で男女共同参画を推進するための基盤は整備されつつあります。しかし、人々の意識や生活の中では、固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、なお一層の意識改革が必要な状況にあります。

こうした流れを踏まえ、これまでの取組の成果や課題を継承しつつ、社会情勢の変化などに対応する取組を盛り込みながらさらに発展させる新たな計画として「第2次長久手市男女共同参画基本計画（第三次長久手市男女共同参画プラン）※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく市町村基本計画（以下、「DV防止基本計画」という）を含む」を策定します。

■「長久手市男女共同参画基本計画」の流れ



2 近年の動向

(1) 世界、国の動き

国際連合は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」では、女性の自立と地位向上をめざした10年間の各国の取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

その後「国際婦人の十年」運動が展開される中、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が1979年(昭和54年)に採択されると、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されるなど、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しています。

近年では、その動きはますます活発化するとともに、「国連環境・開発会議」「世界人権会議」「国際人口・開発会議」などの様々な世界会議において、環境、人口、貧困等の地球的規模の課題解決のためには、女性の地位向上と参画が不可欠であることが認識されています。

我が国でも、1975年(昭和50年)の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、「DV防止法」の制定や改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により、法制度面の整備が進められました。2010年(平成22年)には、指導的地位への女性の参画促進や雇用・セーフティネットの構築など、現状とこれまでの半生に基づく課題を盛り込み、さらに実効性のあるアクション・プランとして「第3次男女共同参画基本計画」が策定されています。

(2) 愛知県の動き

愛知県においては、1989年(平成元年)に女性行動計画「あいち女性プラン」が、1997年(平成9年)には「あいち男女共同参画2000年プラン」が策定されました。2001年(平成13年)3月には「男女共同参画社会基本法」が制定されたことを受けて「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、2002年(平成14年)3月には、県、県民、事業所の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定されました。

2005年(平成17年)12月には「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定(その後、平成20年3月に改定)するとともに、2006年(平成18年)10月には、社会情勢の変化や国の「第2次男女共同参画基本計画」の方向性等を受け、計画の体系や施策の方向、数値目標などを見直した「あいち男女共同参画プラン21(改定版)」が策定されました。2011年(平成23年)3月には、“男女共同参画社会に向けての意識改革”“あらゆる分野への社会参画の促進”“多様な働き方を可能にする環境づくり”“安心して暮らせる社会づくり”を重点目標とした「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定されています。

(3) 長久手市の動き

本市では、1999年（平成11年）に「第4次長久手町総合計画」を策定し、基本計画の中に男女共同参画社会の形成を取り上げ、「豊かな人と心を育むまちづくり」を推進してきました。

2000年（平成12年）6月には「長久手町男女共同参画社会懇話会」を設置し、男女共同参画についての住民アンケートを実施し、本市の実態を把握しました。

2003年（平成15年）3月には「明日へ未来へ Nプラン～長久手町男女共同参画プラン～」を策定しました。また、2006年（平成18年）2月には、長久手町男女共同参画情報誌「コモン」を創刊しました。

2008年（平成20年）3月には、「長久手町男女共同参画プラン」の実施期間の終了を受け、その改定版である「第二次長久手市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、2009年（平成21年）4月には、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を目的として「長久手市の男女共同参画を推進する条例」を施行し、また、同年3月には条例に基づき、男女共同参画基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議することを目的として「長久手町男女共同参画審議会」を設置しました。2011年（平成23年）1月には中学2年生を対象とした男女共同参画情報誌「自分らしく」を創刊し、若年層に向けた男女共同参画の普及を推進しています。

2012年（平成24年4月）に、家庭児童相談室を開設し、DV¹に関する相談や、DV被害者の安全確保に関する支援を推進しています。同年、「第1次長久手市男女共同参画基本計画（第二次長久手市男女共同参画プラン）」の実施期間の終了を控え、住民アンケートや関係団体へのヒアリング、パブリックコメントなどから市民の意見を取り入れ、「第2次長久手市男女共同参画基本計画（DV防止基本計画を含む）～明日へ未来へ Nプラン～」を策定しました。



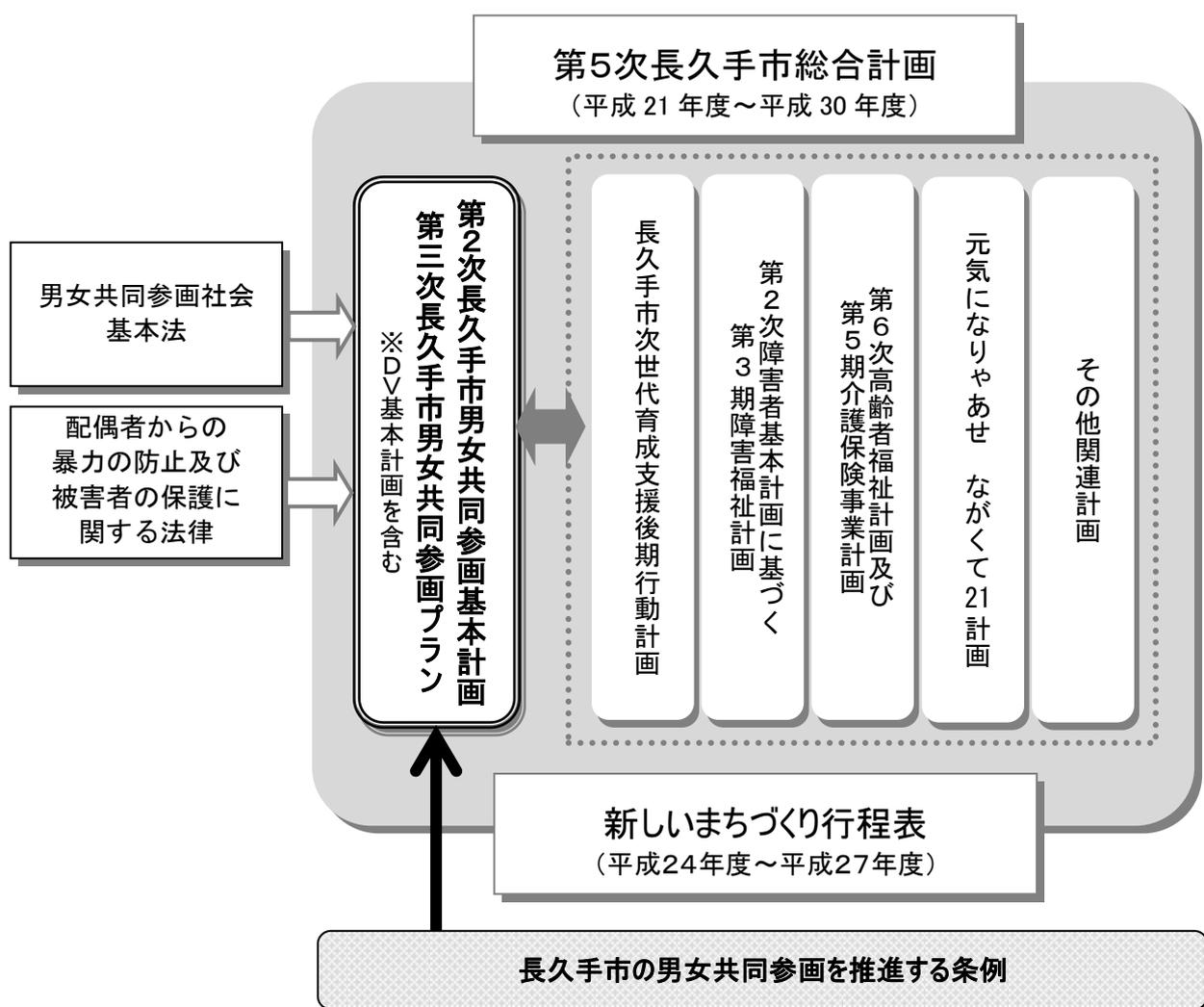
¹ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要するといった精神的苦痛や経済的抑圧なども含まれる。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけられるとともに、本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定められる市町村基本計画としても位置づけることとします。また、「長久手市の男女共同参画を推進する条例」の第10条第1項に定められた「長久手市男女共同参画基本計画」として位置づけることとします。

本計画は、福祉、児童、就業をはじめ、多岐の分野にわたるものであるため、「第5次長久手市総合計画」を上位計画とし、関連する本市の分野別計画と整合を図ります。また、「日本一の福祉のまち」を目標に掲げ、まちづくりの基本的な方向性を定めた「新しいまちづくり行程表」を踏まえて策定します。



4 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。また、社会情勢の変化や国・県の行政施策の動向などを踏まえ必要に応じて、随時計画内容の検討と見直しを行います。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 1 次長久手町男女共同参画基本計画（前計画）									
				見直し	第 2 次長久手市男女共同参画基本計画（本計画）				
									見直し

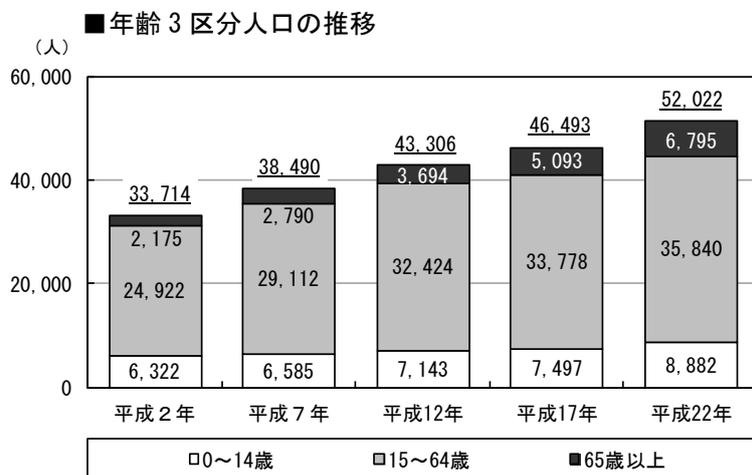
第2章 長久手市の現状と課題

1 統計に基づく長久手市の現状

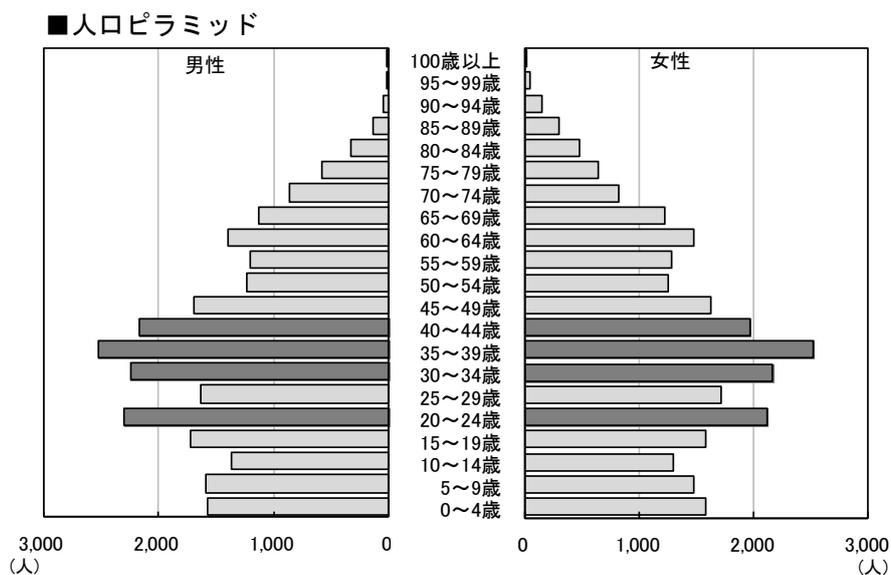
(1) 人口の状況

年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は平成2年以來大幅に増加しており、平成22年で52,022人となっています。

人口ピラミッドをみると、30代から40代世代、及び20代以下の世代が多くなっています。また、年齢が上がる程女性の割合が高くなっています。



資料：国勢調査

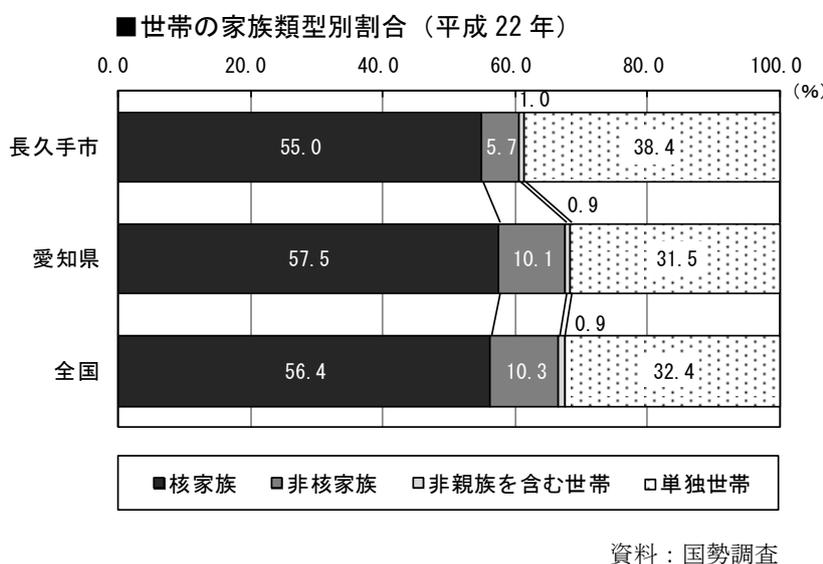
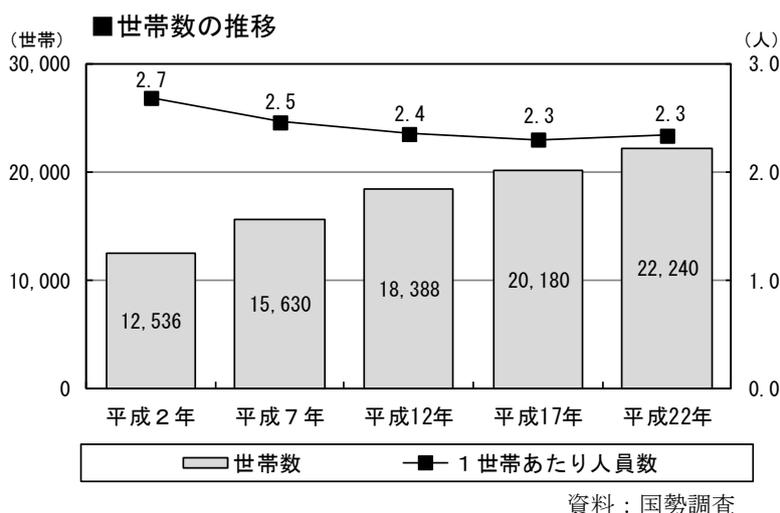


資料：国勢調査（平成22年）

(2) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、人口の増加と合わせ、平成2年から大幅に増加しており、平成22年は22,240世帯と、20年でおよそ1.8倍となっています。

世帯の家族類型別割合をみると、本市では国・県と比較して単独世帯の割合が高くなっています。単独世帯の年齢構成では20代の前半が最も多くなっており、大学が多く立地していることから、学生の一人暮らし世帯が多くなっていることがうかがえます。



■単独世帯の年齢構成（平成22年）

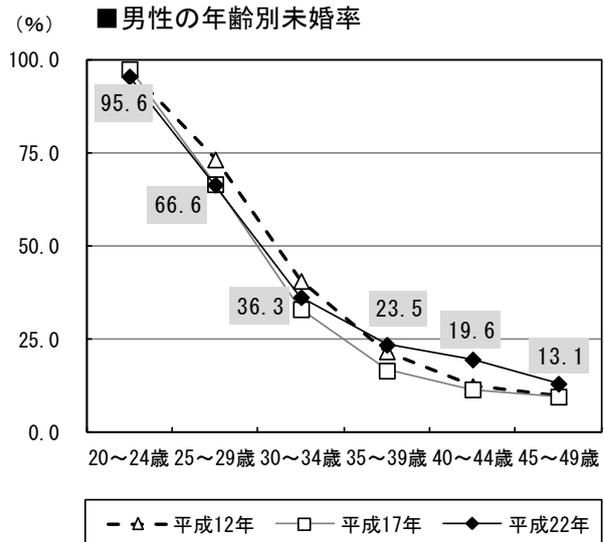
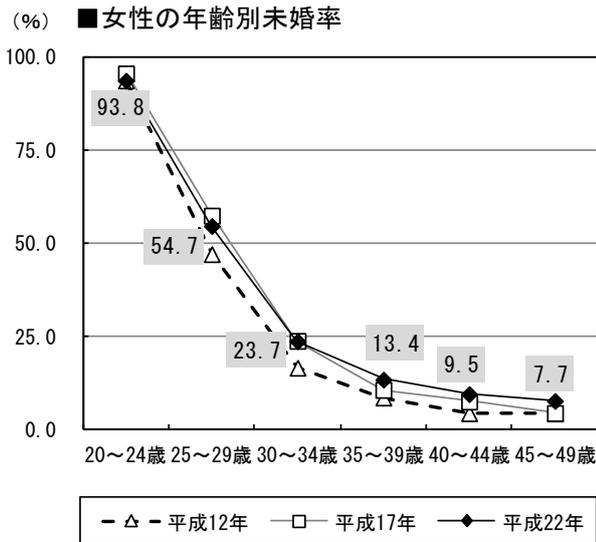
年齢	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不詳
世帯数	989	2,611	1,527	1,222	754	510	1,125	497
割合	10.7	28.3	16.5	13.2	8.2	5.5	12.2	5.4

資料：国勢調査

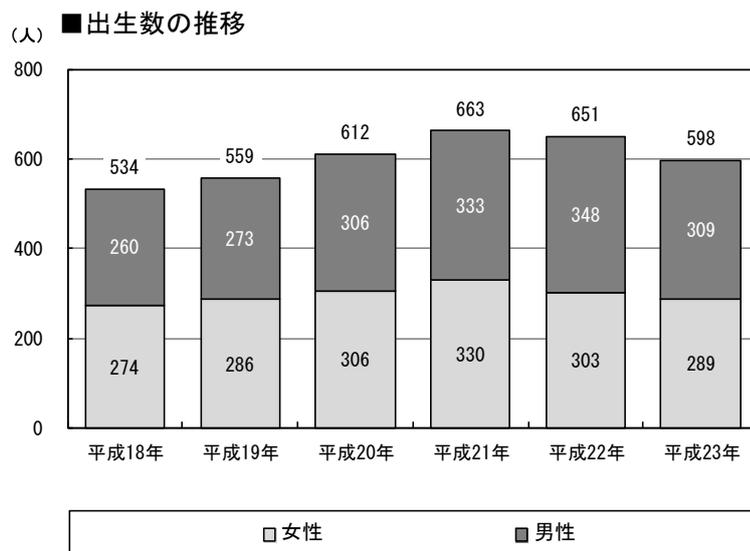
(3) 婚姻・出産の状況

年齢別未婚率をみると、男女ともに35歳以降で平成12年、平成17年より上昇しており、晩婚化の傾向がうかがえます。

出生数の推移をみると、若い世代が多くなっていることから増加傾向にあり、子育て家庭が多いことがうかがえます。しかし平成21年からは減少に転じており、平成23年で598人となっています。



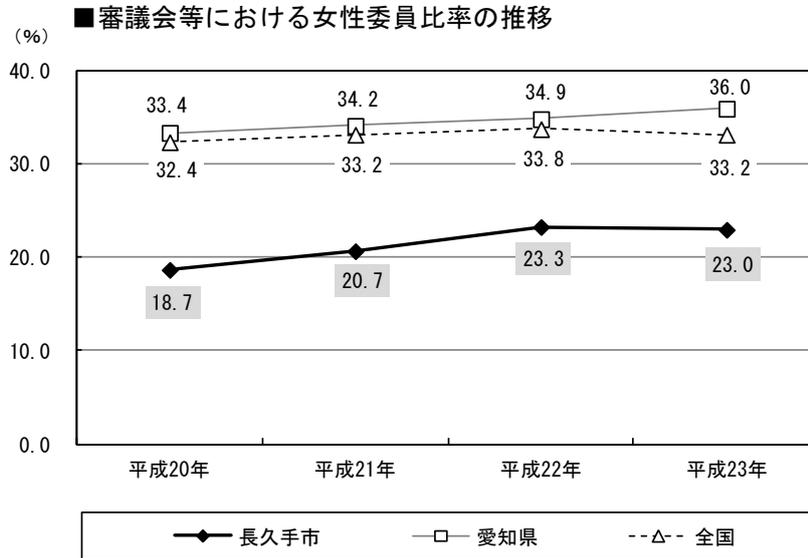
資料：国勢調査



資料：人口動態統計

(4) 女性の参画の状況

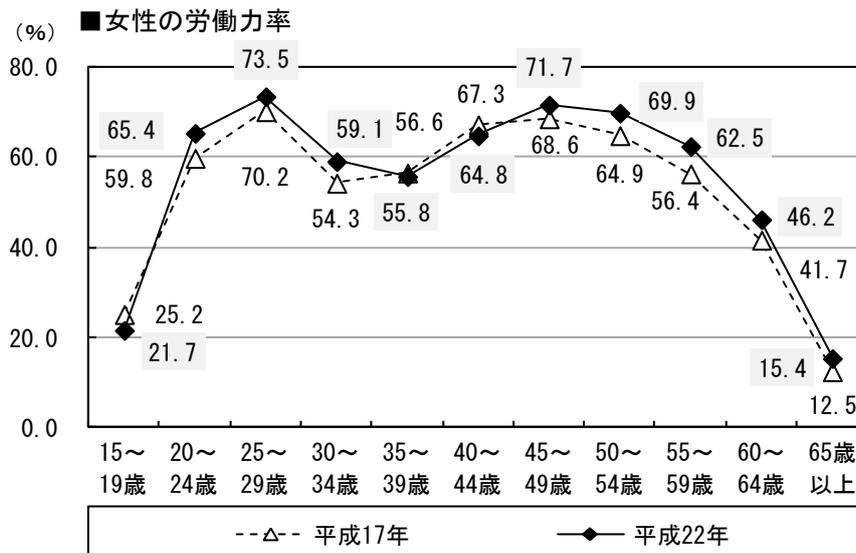
審議会等における女性委員比率の推移をみると、国や県を下回る値で推移しており、平成23年度では23.0%と、第1次男女共同参画基本計画の目標値である30.0%から大きく乖離しています。



資料：国…国の審議会等における女性委員の参画状況調べ（各年9月30日現在）
市・県…あいちの男女共同参画（各年4月1日）

(5) 家庭生活・職業生活の状況

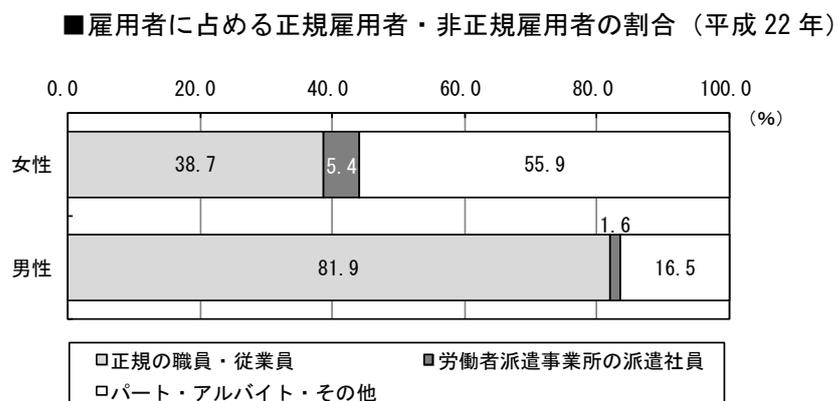
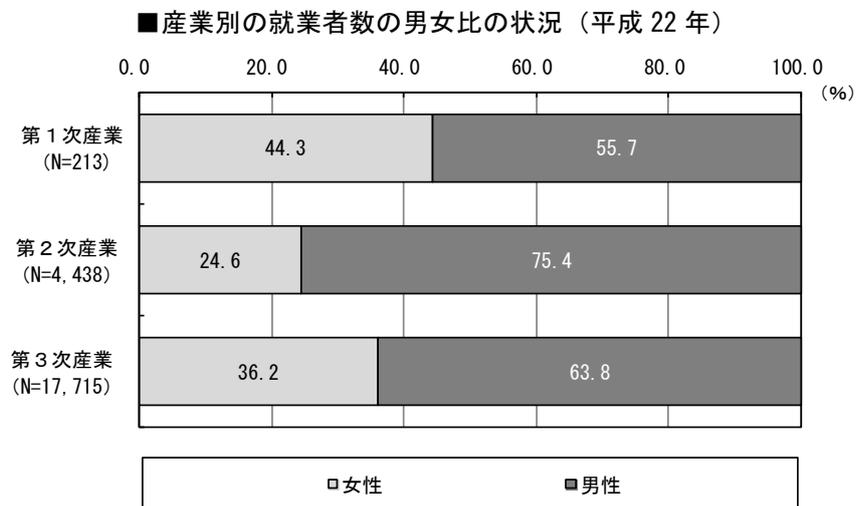
女性の労働力率の状況を見ると、20歳代後半から30歳代前半にかけて低下し、その後上昇する“M字カーブ”を描いています。平成17年と平成22年を比較すると、45歳代からの労働力率は上昇してはいるものの、5年間で大きな変化はみられません。



資料：国勢調査

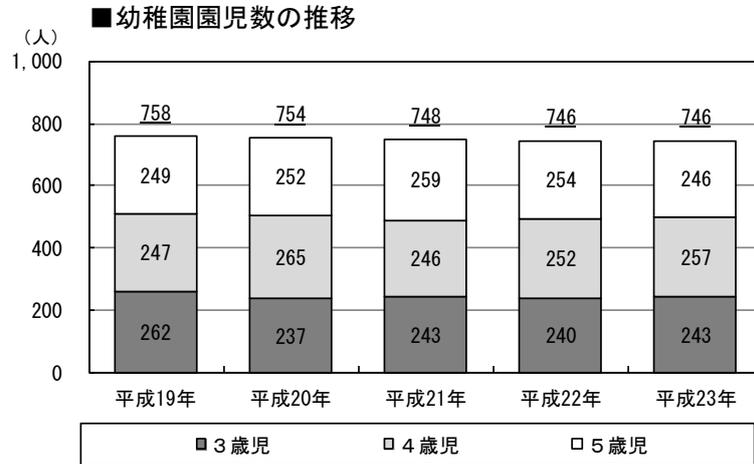
産業別の就業者の男女比の状況を見ると、いずれも男性の割合が女性の割合と比較して高く、特に、製造業などの第2次産業では男性が約8割を占めています。

雇用に占める正規雇用・非正規雇用の割合をみると、女性で「パート・アルバイト・その他」の割合が約6割を占めています。



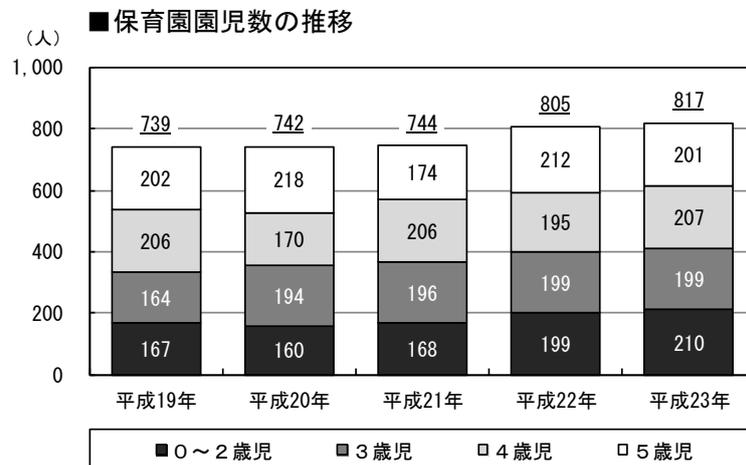
(6) 保育サービス等の状況

幼稚園園児数は、平成19年から平成23年にかけて若干減少してはいるものの、ほぼ変化がありません。



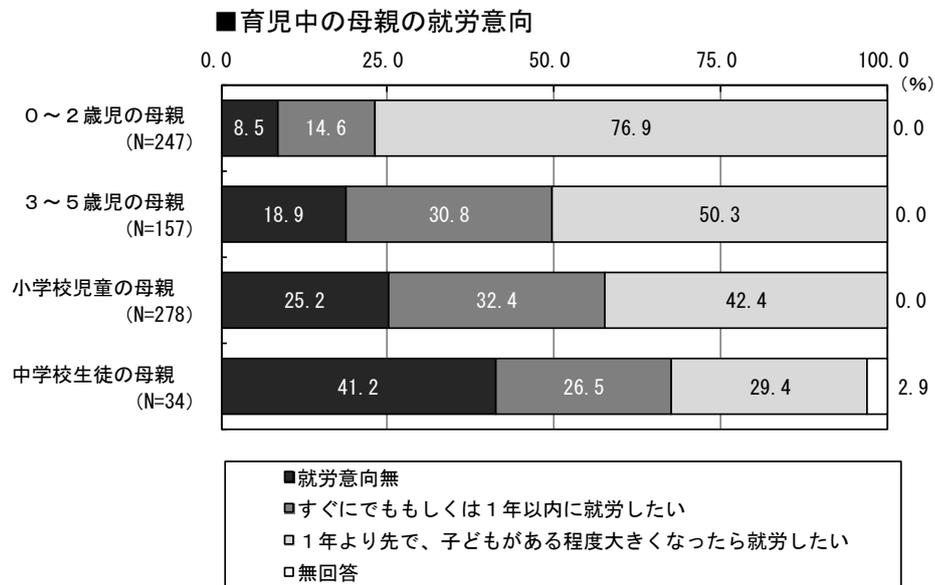
資料：学校基本調査（各年5月1日）

保育園園児数は、平成19年から平成23年にかけて、大きく増加しています。特に0～3歳の園児数が増加していることから、子どもが小さいうちから働きに出ている女性が増加していることがうかがえます。



資料：ながくての統計（各年4月1日）

育児中の母親の就労意向をみると、3～5歳児及び小学生児童の母親の3割強で「すぐにでももしくは1年以内に就労したい」意向があり、「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい」意向も合わせると、8割前後が就労を希望しています。0～2歳の母親はすぐに働きたい希望は低くなっているものの、「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい」と回答している割合は約8割と高くなっています。



資料：長久手市次世代育成支援後期行動計画（平成22年度）

2 長久手市市民意識調査の結果概要

本計画策定にあたり、長久手市在住の市民を対象とし、男女共同参画の現状やニーズを把握し、今後の施策を検討するための意識調査を実施しました。

【実施内容】

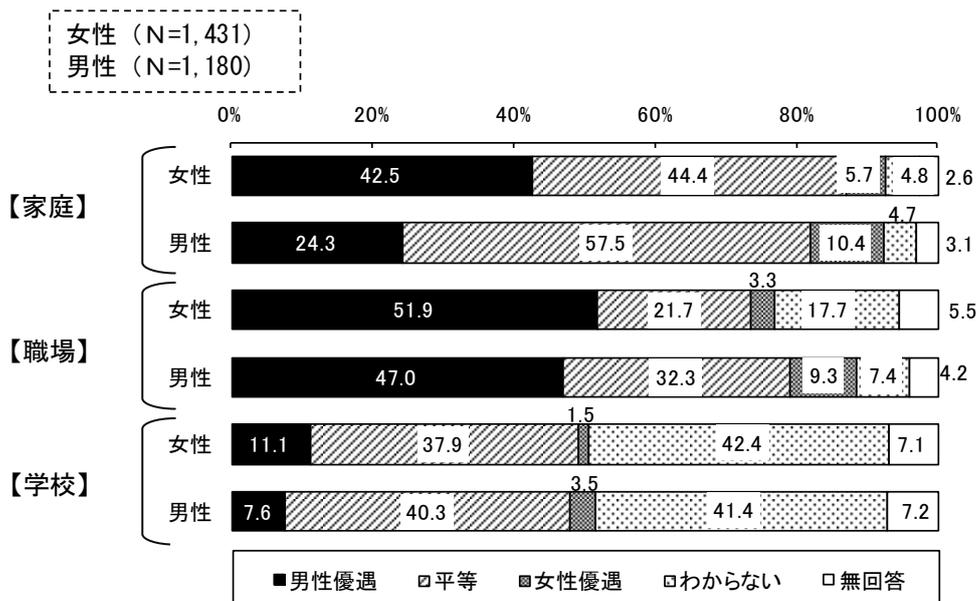
- ・実施方法…これまでの市政全般の成果の検証や今後の市政運営や今年度に策定する個別計画に反映するために実施した「長久手市市民意識調査」において、男女共同参画に関する設問を掲載
- ・実施時期…平成 24 年 9 月
- ・対象者…市内在住の 18 歳以上の男女 5,000 人(宛先不明者を除く回収率：53.5%)

(1) 各分野における男女平等意識について

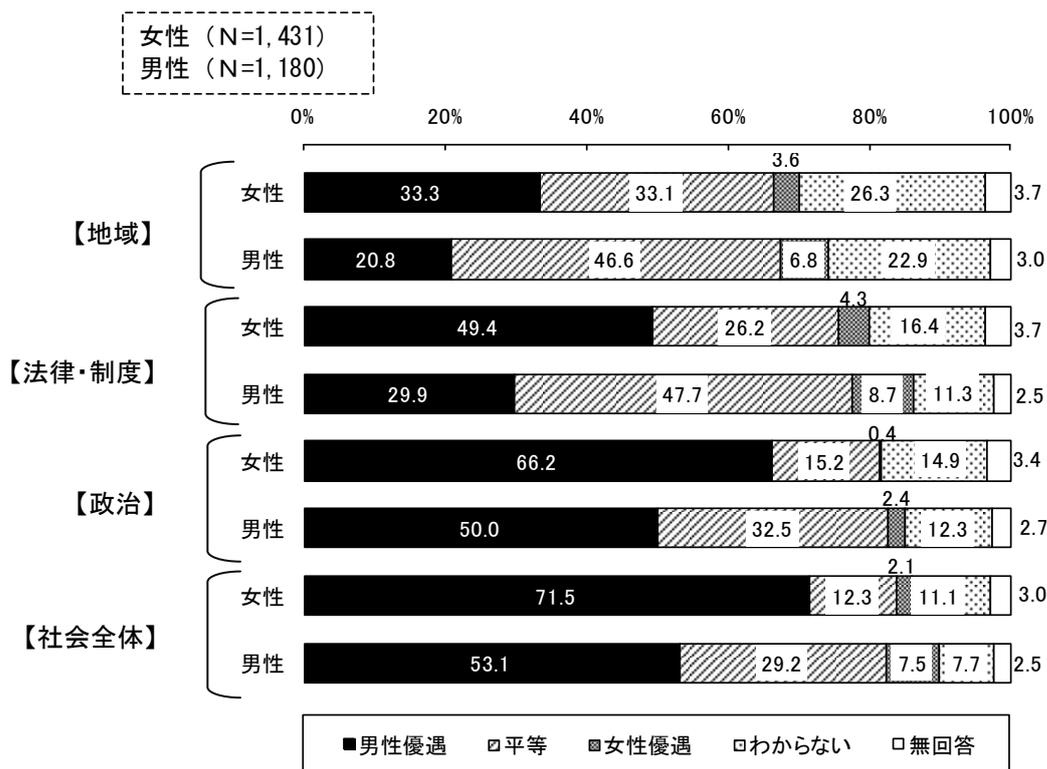
各分野における男女平等意識についてみると、家庭や学校、地域では男女ともに比較的「平等」と感じている割合が高くなっています。一方で、政治や社会全体では「男性優遇」が男女ともに約 7 割を占めています。

また、すべての分野において、女性が男性より「男性優遇」、男性が女性より「平等」と感じている割合が高い傾向にあり、性別による男女平等意識の違いがみられます。

■各分野における男女平等意識①



■各分野における男女平等意識②

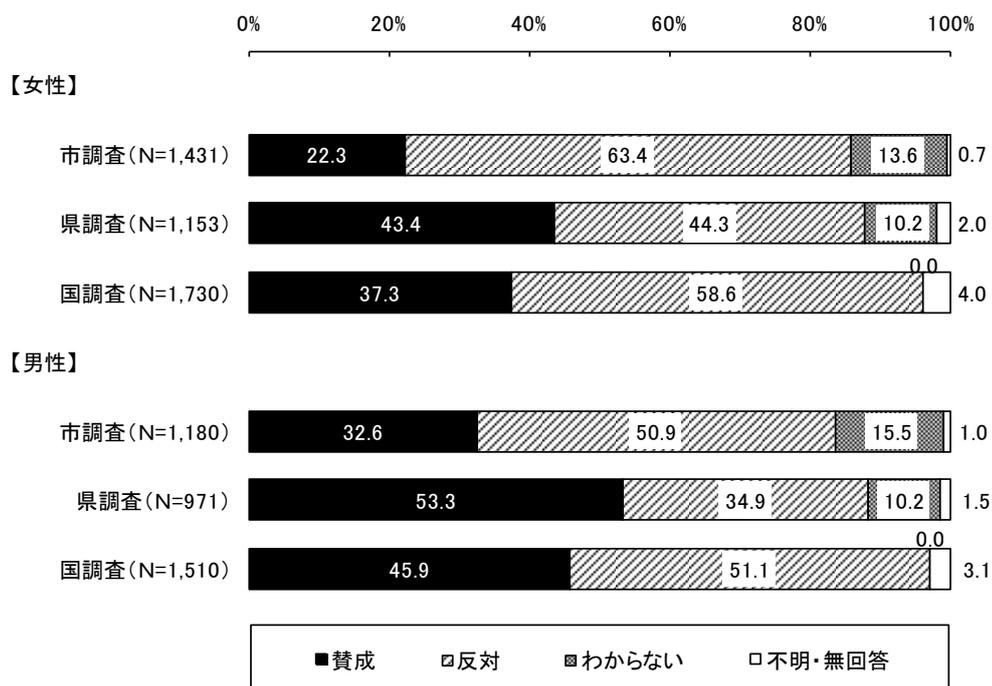


(2) 女性の参画について

①性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識についてみると、「反対」が男女ともに高くなっています。また、女性では国・県と比較して「反対」が大幅に高くなっています。

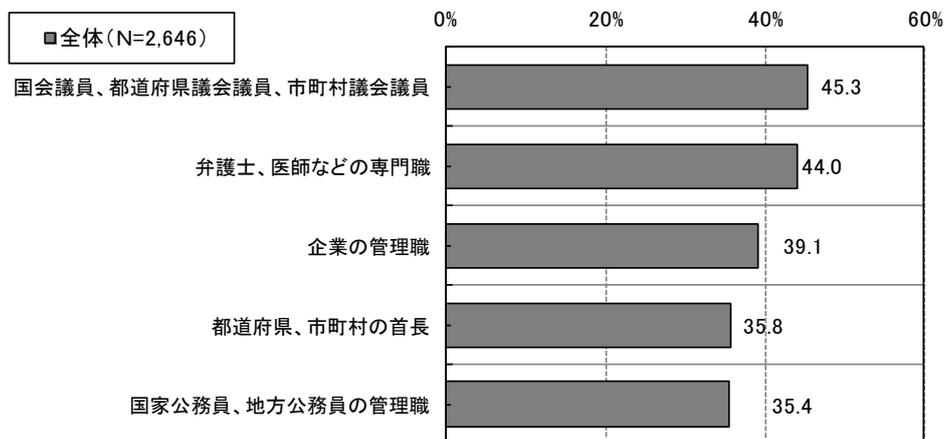
■「男は仕事、女は家庭」という考え方について



②女性が増えるとよい職業や役職

女性が増えるとよい職業や役職についてみると、「国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員」が最も高く、次いで「弁護士、医師などの専門職」「企業の管理職」となっています。

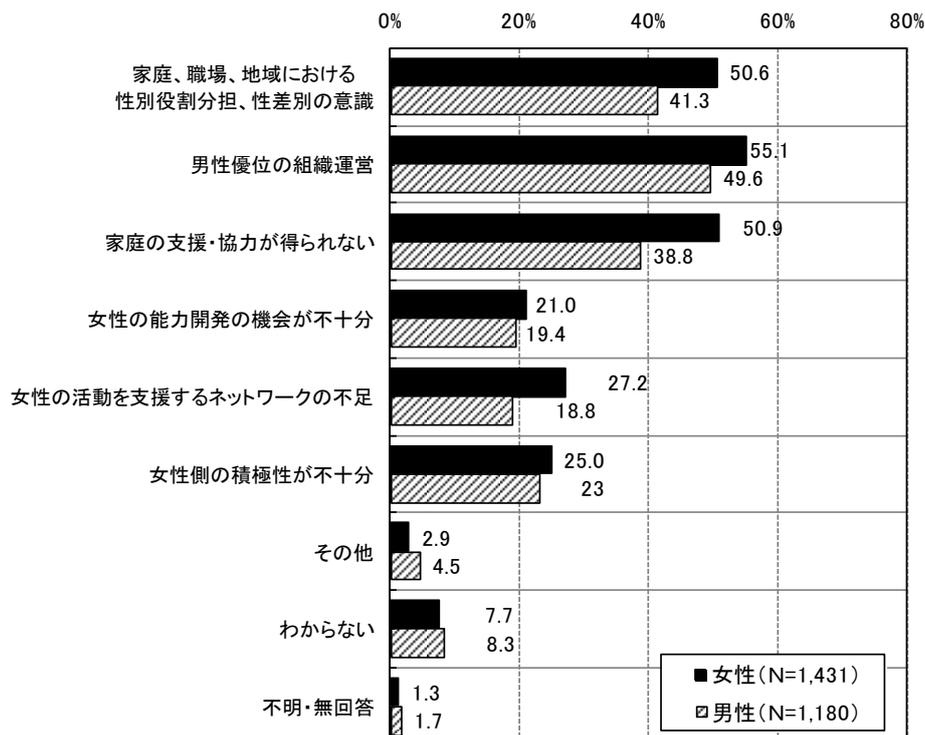
■女性が増えるとよい職業や役職（上位5位）



③女性の参画が進まない理由

女性の参画が進まない理由についてみると、男女ともに「男性優位の組織運営」が最も高くなっています。一方で、「家庭の支援・協力が得られない」「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」では、女性に対して男性がそれぞれ 12.1 ポイント、9.3 ポイントと低く、男女で意識の差がみられます。

■女性の参画が進まない理由

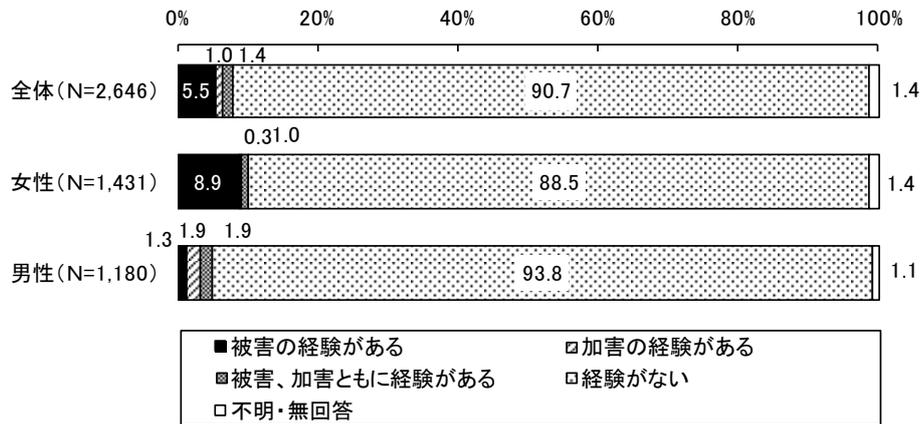


(3) DVについて

①DVの経験について

DVの経験についてみると、「経験がない」が全体で9割を占めているものの、女性で「被害の経験がある」が8.9%、男性で1.3%と、DV被害の経験が見受けられます。

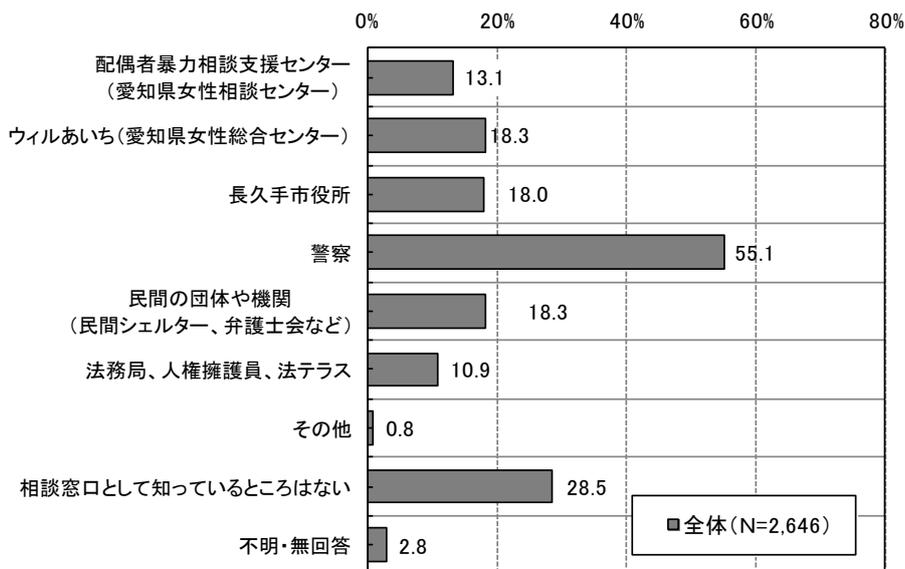
■DVの経験があるか



②DVの相談について

DVの相談先の認知度についてみると、「警察」が55.1%と最も高くなっています。一方で、「相談窓口として知っているところはない」も28.5%と高くなっています。

■DVの相談先の認知度

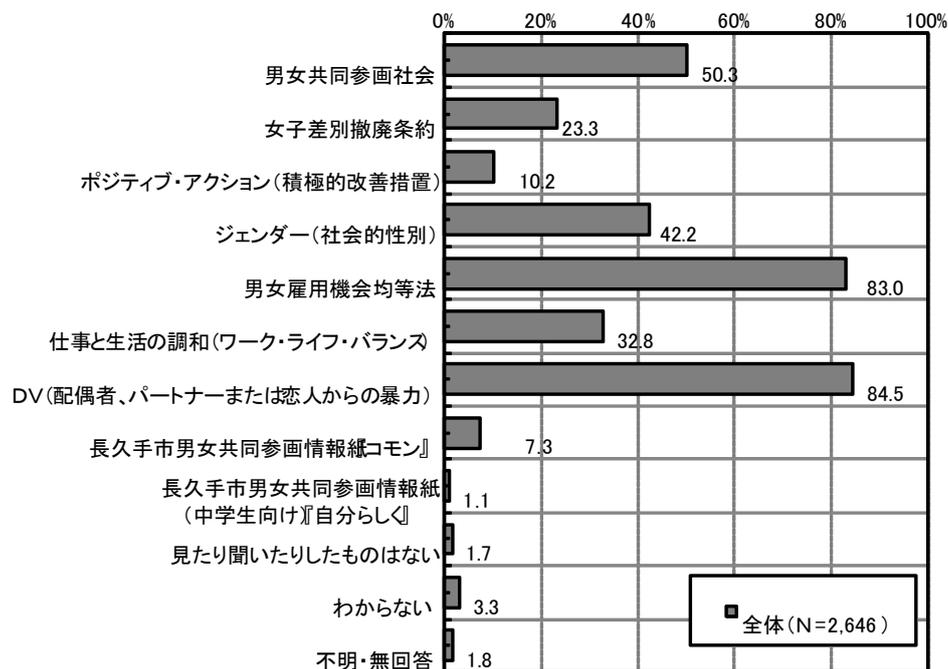


(4) 男女共同参画への取組状況について

①男女共同参画に関する用語の認知度

男女共同参画に関する用語の認知度についてみると、「DV（配偶者、パートナーまたは恋人からの暴力）」が84.5%と最も高く、「男女雇用機会均等法」が83.0%で続いています。一方で、「長久手市男女共同参画情報紙『コモン』」や「長久手市男女共同参画情報紙（中学生向け）『自分らしく』」など、市独自の取組については、認知度が低くなっています。

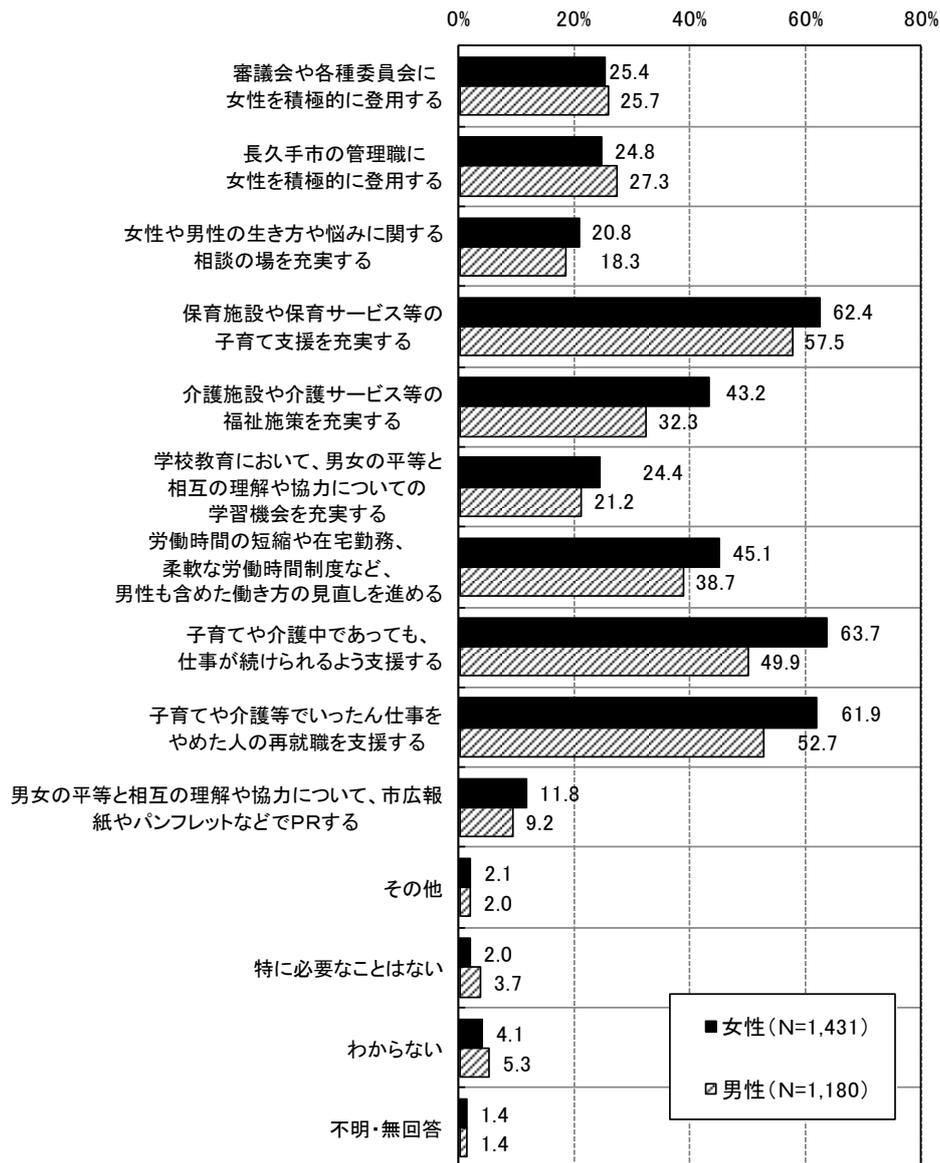
■男女共同参画に関する用語の認知度



②市として今後力を入れるべき取組

市として今後力を入れるべき取組についてみると、女性で「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」が63.7%、男性で「保育施設や保育サービス等の子育て支援を充実する」が57.5%と最も高くなっています。

■市として今後力を入れる取組



3 団体ヒアリングの結果概要

長久手市における子育て中の男女や地域活動団体、商工会、企業等を対象に、日頃の生活の中で感じている課題や、今後の市における男女共同参画推進のための施策に期待すること等について聴取し、今後の施策を検討するためのヒアリング調査を実施しました。

【実施内容】

- ・実施方法…長久手市で活動する団体や企業のなかから 17 団体を選び、ヒアリングシートを配布
- ・実施時期…平成 24 年 9～11 月
- ・対象団体…子育て中の保護者、商工会等団体女性部、地域活動団体、子育て中の男性団体、企業

(1) 団体ヒアリング結果概要

① 男女共同参画に関する意識醸成について

子育て中の保護者で、「女らしく、男らしくといった区別」を「する」と答えた割合、「しない」と答えた割合は拮抗しています。

区分	項目
家庭での子どもの教育について	<p>○不必要に「男だから、女だから」という意識を持たないようにしているが、言葉遣いや立ち振る舞いなど、場面によっては女らしさを身につけるよう注意することもある。</p> <p>○「男は男らしく、強くいてほしい」という無意識での思いがあるが、女の子の母親であっても「女の子も強く」という思いで子育てすると思う。</p>

② 地域活動分野への男女共同参画の促進について

若い世代の男性の地域参加が少ないという声が多く聞かれました。一方で「防犯や防災などの活動には女性の参画は少ない」「PTAや自治会などの役職者が男性ばかりである」という課題もあがっています。

区分	項目
男性の地域活動への参画について	<ul style="list-style-type: none"> ○他地域から来た人について、女性は子ども会等で地域とのつながりができるが、男性は同じ地域に住む他の住民と知り合う機会が少ない。 ○参加したいという意欲のある男性がその意欲を実現できるよう、コーディネートする場、組織が必要である。 ○地域活動への男性の参画には、元気な高齢者の社会参加が地域の活性化に欠かせないと思う。 ○組織における活動の担い手は圧倒的に女性であり、若い男性が少ない。子育て世代の男性が地域活動に関わることは、地域の子どもたちにとっても社会を知る機会となる。
地域活動における男女共同参画について	<ul style="list-style-type: none"> ○PTAや自治会など、既存の地域活動団体において、「会長」といわれる役職が男性ばかりであることに疑問を感じる。必ずしも男性である必要はないのではないか。
防犯・防災活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織等には、女性の若い人が少ない。防災講習会開催時、子ども会と共同実施し若い世代に広めていく必要がある。 ○防犯・防災においては、人々に地域の知り合いが多くいるということが重要であるが、そうしたコミュニケーションが現状では不十分と感じる。

③ 男女がともに働きやすい環境の整備について

男性の家事・育児への参画については、社会全体の意識改革が必要だという声が多く聞かれました。女性の就業については、子どもを預かる施設など、家庭生活との両立のための支援が不足しているという課題があがっています。

区分	項目
男性の育児について	<ul style="list-style-type: none"> ○育児をしていく上で、父親の協力はとても大切なので、会社の理解やバックアップが必要である。 ○「イクメン」というと子どもが乳幼児期の父親の育児（オムツ換えをする場面）が取り上げられることが多いが、中高生をもつ父親の役割にスポットをあてて男性の育児の重要性をアピールしてもらいたい。

	項 目
家庭での男性の役割について	○経済状況や賃金動向、共働き世帯数などを見ても、時代の状況が確実に変わっている中で、「父親＝稼ぎ手、大黒柱」という発想ではなく、子育てや家事においても共に生活を担うパートナーという意識で、主体性を持って関わるべきである。
育児休業制度について	○3年間という長い期間を育児休業できるようになっているが、ほとんどの男性が利用していないのが現状である。 ○社会全体の意識が変わらない限り、育児休業取得は増えないと思う。中小企業だと社員一人が休業すると多大なリスクがあるため、なかなか取得できないのが現状である。
男性の職場環境について	○長時間労働を強いられている男性は多いが、仕事における責任や権限の多くが男性側に多く属している状況を変えていかなければ、現状の労働環境は変わらないのではないかと。男女間での賃金格差の解消や待遇格差を減らしていくことで、女性にも働きやすい社会となり、結果として男性の労働も変化していけばよい。
女性の就業について	○妻、母親が働くことによって家庭の経済が安定し、本人にも精神的な安定をもたらすこともあるので、女性が働くことは悪いことではないと思う。 ○パートナー（女性）が働いていることは男性の負担、プレッシャーの軽減にもなるのではないかと。 ○働きたいが子どもを預ける施設が不足しているため働くことができない女性も大勢いる。まずは働ける環境を整えてほしい。
子育て後の再就職や、仕事を続けていく際の課題について	○子どもの急病などにより、仕事を休まなければならないことがあるため、病児保育が必要である。 ○子育て後に働きたいと思っても年齢制限があり、仕事が見つけにくい。仕事を続けていく場合には、会社のバックアップや家族の協力も大切である。

(2) 企業ヒアリング結果概要

① 女性従業員の実態について

女性従業員の活用については、女性管理職の登用が困難である、時間外・深夜・休日勤務をお願いにくい、などの課題があがっています。また、育児・介護休業については、現職復帰が困難であるという声が多く聞かれました。

区分	項目
女性従業員の活用について	<ul style="list-style-type: none"> ○女性従業員は、夫の育児参加状況により、配置等への影響が大きいと考える。 ○女性社員については長期的に継続してやりがいをもって働くことができる環境への支援を通じて管理職の登用へつなげたい。また男女を問わず仕事と家庭とのバランスを保つ働き方の意識づけについて継続して啓発していきたい。
育児・介護休業について	<ul style="list-style-type: none"> ○休業期間における代替担当の確保や現職復帰が困難な際の対応が必要である。 ○期間終了後の待遇や経済的援助が課題である。 ○女性の利用率は100%だが、男性の利用が低い。 ○子どもの面倒をみる人（施設）が確保できないために、育休期間を延長せざるをえないケースが多い。 ○「育児介護をしながらも、積極的に仕事に取り組む意欲・やる気のある人をサポートする」という制度の趣旨に対する理解の促進が必要である。

② 仕事と生活の調和について

仕事と生活の調和について、在宅勤務制度の導入や、仕事と育児・介護の両立支援制度の見直しなど、柔軟な働き方の導入を推進していくべきだという声が多く聞かれました。

区分	項目
仕事と生活の調和の実現に向けた課題・今後の取組について	<ul style="list-style-type: none"> ○管理職層における有給休暇取得率の向上を図っていく必要がある。 ○在宅勤務制度の導入を検討する必要がある。 ○フルタイム、月10日勤務の選択が必要である。 ○仕事と育児・介護の両立支援制度の見直し（フレックスタイム制のコアタイム廃止の適用期間の拡大等）が必要である。

4 課題まとめ

以上の1～3までの現状分析や各種調査結果により、以下のように課題をまとめました。

(1) 性別や地域性など様々な違いを踏まえた男女共同参画の意識づくり

- ・各分野における男女平等意識について、男性は女性と比較して「平等」と感じている割合が高くなっているなど、男女で意識の差がみられます。男女ともに、効果的な啓発により意識を醸成していく必要があります。
- ・本市では、男女共同参画情報紙「コモン」や、中学生向け男女共同参画紙「自分らしく」の発行などにより、市民に向けた男女共同参画情報の発信を積極的に行っています。しかし、こうした市独自の男女共同参画に関する取組については認知度が低くなっているという現状があります。全市的な男女共同参画の推進のため、市の取組を充実するとともに、一層の広報・周知を進めていく必要があります。
- ・本市では、0～14歳の人口が増加していることから、学校教育における男女平等意識の定着などを一層進めていく必要があります。また、市内に大学が多く立地していることから、大学と連携した取組などを進めていく必要があります。

基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革

(2) あらゆる分野への男女共同参画の促進

- ・審議会等における女性委員比率は、国・県と比較して下回っています。「女性が増えるとよい職業や役職」について、「国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員」が最も高くなっていることから、政策・方針決定の場への男女共同参画を推進していくことが求められています。
- ・団体ヒアリングにおいて、地域活動における役職者に男性が多いことに疑問の声があがっています。また、防犯や防災活動への女性の参画が少ないことが課題としてあげられています。地域活動の担い手の裾野を広げていくためにも、男女ともに地域活動への参画を進めていくことが重要です。

基本目標2 政策決定・地域活動分野への男女共同参画の促進

(3) 仕事と生活の調和を図る環境の整備

- ・産業別の就業者数の男女比は、いずれも女性の割合は男性と比較して低く、正規雇用も少ない状況です。企業におけるポジティブ・アクションを促進し、女性の参画が少ない分野の解消を図っていく必要があります。
- ・「女は家庭、男は仕事」という性別役割分担意識については、国・県と比較して、女性で反対の意識が強くなっています。育児中の母親の就労意向が高くなっていることや、市として今後力を入れる取組について、子育て支援に関わるものが多くなっていることから、働く意欲のある女性への家庭生活との両立支援が必要となっています。
- ・団体ヒアリングにおいて、長時間労働の男性が多く、仕事における責任や権限の多くが男性側に多く属しているという課題があげられています。男女で責任を分かち合い、男性が仕事だけでなく家庭生活にも参画できるよう支援していくことが重要となっています。



基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備

(4) 男女がいつまでも健康で安心して暮らせる社会の形成

- ・男女の性差に応じた健康づくりを支援していく必要があります。
- ・団体ヒアリングにおいて、長時間労働の男性が多くなっていることが課題としてあげられています。身体だけでなくメンタルヘルスなどこころの健康づくり対策も必要となっています。
- ・様々な問題を抱えることが多い高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人女性についても支援施策の充実を図る必要があります。



基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

(5) DV根絶に向けた支援体制の確立

- ・男女共同参画に関する用語の認知度について、「DV」が最も高くなっています。言葉の認知度だけでなく、DV発見時の通報義務や、被害を受けた際の相談窓口など、その内容について周知していくことが重要となっています。
- ・DV被害の経験について、女性で8.9%、男性で1.3%と、10人に1人がDV被害を経験している現状がみられます。相談窓口については、警察を除いたすべての項目で認知度は2割以下に留まっており、「相談窓口として知っているところはない」が28.5%となっています。身近な相談窓口について、積極的に周知を図り、相談しやすい体制づくりを進めることが大切です。

基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分の個性と能力を発揮していくことは、一人ひとりがいきいきと幸せに暮らせることにつながると同時に、市全体の活力になります。そのためには、すべての人々は生まれながらにして自由、平等であり、いかなる差別も受けることがないという人権尊重の考え方を深く社会に根づかせる必要があります。

本計画は、市の上位計画である第5次長久手市総合計画において、5つの基本方針のうちの「文化をみがき、人が輝くまち」に「基本施策6 男女がともに尊重し、協力し合うまちをつくる」として位置づけられています。また、3つのフラッグを基本とし、フラッグごとに「政策」と「取組」をまとめた「新しいまちづくり行程表」では、「女性の視点をまちづくりに活用する」という政策に基づき、「男女共同参画プランに基づく女性の社会進出の促進」が取組として掲げられています。

また、市が実施している「住民プロジェクト 絆」では、「人と人とはじり心を通わせ、共に力を合わせて生きていくという価値観を取り戻して『絆』をつなぎ直す」ことが目的とされています。

そこで本計画の基本理念を、「男女がともにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できるような『男女共同参画社会』の実現をめざすこと」とします。また、このようなまちの将来像や本計画のめざす男女共同参画社会を実現するため、キャッチフレーズを以下のように設定します。

【基本理念】

男女共同参画社会の実現

【キャッチフレーズ】

男女がともに尊重し合い、心を通わせる
絆のまち ながくて

2 基本的な視点

本計画を策定するにあたり、以下の5つの基本的な視点により取組を進めます。

視点1 人権の尊重

男女が互いにその人権を尊重し合い、あらゆる場において男女の人権が尊重される社会の実現をめざします。

視点2 ジェンダー²に気づく意識の定着

制度や慣習など、あらゆる分野におけるジェンダーへの気づきを促し、ジェンダーの視点に立った行動を定着させます。

視点3 エンパワーメント³の促進

女性の能力を高める「エンパワーメント」により、これまで女性が少なかった分野にも積極的に女性の参画を進めます。

視点4 パートナーシップ⁴の確立

女性と男性はもちろん、市民と行政など様々な形のパートナーシップにより、総合的に男女共同参画を推進します。

視点5 ポジティブ・アクション⁵の推進

行政や企業が主体的に女性の管理職への登用などを行う「ポジティブ・アクション」により、社会や職場の意識を変え、実質的な男女平等を実現します。

男女共同参画社会の実現

² ジェンダー

生物学的な性別であるセックス（sex）とは区別して使われる男らしさ、女らしさといった社会的、文化的に形成された男女の違いのこと。

³ エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的な力をつけること。また、そうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。

⁴ パートナーシップ

協働ともいわれ、行政、NPO、企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うこと。

⁵ ポジティブ・アクション

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

3 基本目標

基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革

男女共同参画に対する意識を育むため、様々な手段で市民への啓発を行い、男女共同参画を推進する基盤を整備します。

基本目標2 政策決定・地域活動分野への男女共同参画の促進

様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、地域防災など、女性の参画の拡大が望まれている分野における女性活用の働きかけを行います。

基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備

男女が差別されることなく、個人の能力を十分に発揮できるよう、雇用機会の均等や待遇の平等化などを進め、就業環境の整備を促進します。

また、男女一人ひとりが意欲と能力を活かして様々な活動に参加していけるよう、社会全体で子育てや介護を支える環境づくりを促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参画促進も含めたワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取組みます。

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

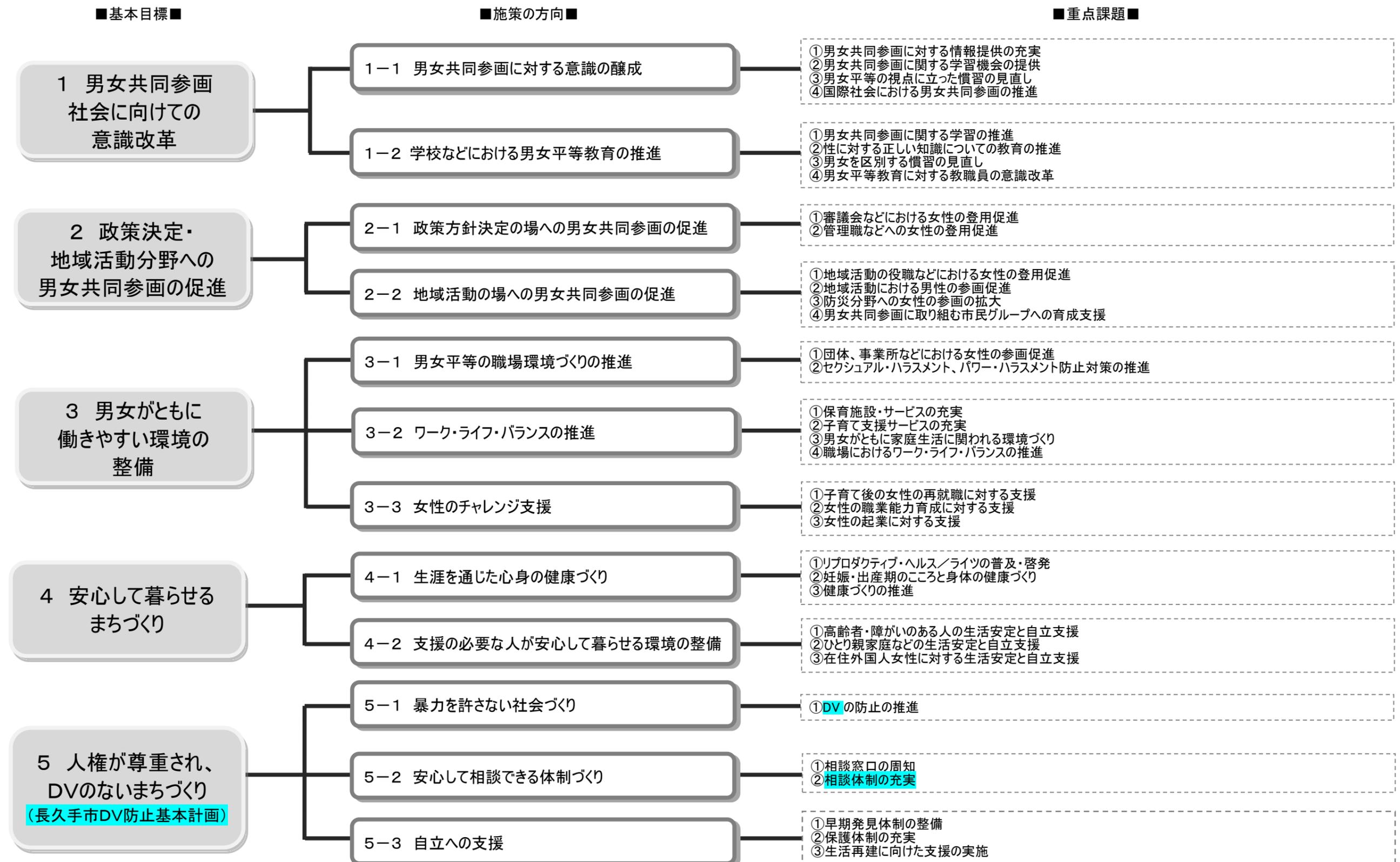
男女がいつまでもいきいきと暮らせるよう、性別による特徴に応じた健康づくりを進めます。

また、高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭など、様々な立場や家族形態にある人たちが、地域との交流を通じて相互理解を深め、互いに安心して暮らすことができるよう、その能力や意欲を発揮しながら社会参画し、自立した生活が送れる社会をめざします。

基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶し、男女の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、DV防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進に努めます。

4 計画の体系



第4章 施策の方向

基本目標 1 男女共同参画社会に向けての意識改革

1-1 男女共同参画に対する意識の醸成

男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に参画を進めていくためには、市民一人ひとりに男女共同参画社会についての正しい理解が根付き、男女共同参画社会の実現に向けて行動できることが大切です。

男女共同参画についての市民の理解をさらに深め、学校、家庭、地域などのあらゆる場面において男女平等の視点をもつことができるよう、効果的な広報・啓発活動や、市民の生涯を通じた学習機会の充実を図っていく必要があります。また、これまでの男女共同参画は、国際社会における取組や成果を活かしながら進められています。今後のさらなるグローバル化の進展を踏まえ、日本国内だけではなく国際社会における男女共同参画に関する先進事例などの情報収集、情報発信により、国際的な協調のもと、一歩進んだ取組を進めていくことが重要となっています。

重点課題① 男女共同参画に対する情報提供の充実

男女共同参画の理念やジェンダー（社会的性別）の視点について正しく理解されるよう、様々な機会や媒体を通じた情報提供や啓発活動の充実を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	広報紙などの男女不平等な表現を見直していきます	○男女不平等な表現の継続的なチェック ○広報紙等作成にかかるガイドライン作成の検討	秘書広報課
2	広報やホームページ、CATV を利用し、男女共同参画に対する意識を啓発していきます	○国(6月23日～6月29日)、県(10月)の男女共同参画週間等にあわせた広報	秘書広報課 市民協働課
3	男女共同参画に関する情報紙の内容を充実し、男女共同参画意識の普及、啓発をしていきます	○身近なテーマを取り上げた、わかりやすい情報紙の構成	市民協働課

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
4	メディア・リテラシー ⁶ に関する学習機会を提供していきます	○関係各課へのメディア・リテラシーに関する情報提供 ○広報等作成の実務担当者に対する、男女共同参画に関する研修等の企画	市民協働課
5	人権週間には、チラシやリーフレットなどで、人権意識の高揚をしていきます	○高齢者、障がいのある人、子ども等の人権擁護委員との連携強化 ○関係各課と連携・協力した人権に関する啓発の推進	福祉課
6	男女共同参画関連図書を充実していきます	○男女共同参画関連図書の蔵書の充実	中央図書館

重点課題② 男女共同参画に関する学習機会の提供

男女平等意識や男女共同参画についての意識啓発を図るため、各種講座や学習会等を開催します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	男女共同参画に関する講演会や学習会などを開催していきます	○関係各課と連携した講習会や学習会の開催	市民協働課
2	市職員を対象とした男女共同参画に関する研修の機会を提供していきます	○関係団体主催の研修への参加の検討	市民協働課 人事課

⁶ メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。具体的には、メディア内容を主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。また、メディアを使って表現する能力も指す。

重点課題③ 男女平等の視点に立った慣習の見直し

家庭において、男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解して助け合いながら生活していくよう、幅広い年代を対象とした講座を開催します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	男女がともに家庭での責任を果たすための意識などの啓発講座を開催していきます	○男性の子育てをテーマにした講演会の開催 ○若年世代からシニア世代まで幅広い年代を対象とした多様な講座の開催	市民協働課

重点課題④ 国際社会における男女共同参画の推進

市内在住外国人との交流の機会を活用しながら、国際的な視点からの男女共同参画に関する情報の共有を進めます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を収集するとともに、情報発信を図ります	○男女共同参画に関する国際的な情報の収集 ○国際交流協会による交流の促進	市民協働課

1-2 学校などにおける男女平等教育の推進

次代を担う子ども達に男女平等の意識が根付いていることは、男女共同参画の実現には不可欠となります。また、子どもを通じた家庭や地域への男女共同参画意識の働きかけという側面も期待できます。

子ども達が性別役割分担意識にとらわれることなく学び、職業を選び、お互いを思いやることができるよう、学校などにおける男女共同参画の視点に立った教育を推進することが求められています。

重点課題① 男女共同参画に関する学習の推進

男女共同参画について正しい理解を浸透させるため、男女共同参画に関する学習を推進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	学級活動などで男女区別のない活動を実施していきます	○性別に関わらず行う学校における諸活動の推進	教育総務課
2	男女共同参画への理解を深める学習を推進していきます	○家庭科における育児、家事などの男女共通の学習の推進	教育総務課

重点課題② 性に対する正しい知識についての教育の推進

社会的な性別（ジェンダー）と生物学的な性別（セックス）について正しく学び、互いの性に対する理解を深めていく教育を推進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	個人の尊厳を重視した性の認識を深める指導をしていきます	○市内 3 か所の中学校における「性」をテーマにした講義の実施	保健医療課
2	命の教育推進のため、外部講師を招いた学習の場を設けていきます	○市内 3 か所の中学校における「命」「生きる」をテーマにした講義の実施	保健医療課 教育総務課
3	保健体育や学級活動において性教育指導をしていきます	○保健体育や学級活動における性教育指導の継続 ○性犯罪に遭わないための指導の強化	教育総務課

重点課題③ 男女を区別する慣習の見直し

男女を区別する制度や慣習を見直していきます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	男女混合名簿を広めていきます	○男女混合名簿の継続利用 ○男女混合名簿を利用する学校の拡大	教育総務課
2	総合的な学習の中で慣習・慣例の見直しをしていきます	○男女平等教育をテーマとした話し合いの随時実施	教育総務課

重点課題④ 男女平等教育に対する教職員の意識改革

教職員や保育者の学習、研修の充実や意識啓発を行い、資質の向上を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	教職員の研修を実施していきます	○教職員に対する研修機会の充実 ○教職員に対する研修への参加促進	教育総務課

「基本目標 1 男女共同参画社会に向けての意識改革」の達成に向けて

◇ 数値目標の設定

	項目	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)	関係課
1	男女共同参画関連図書 の 充実	297 冊	360 冊	中央図書館
2	人権だよりの発行	全戸配布	全戸配布	福祉課
3	「命」「生きる」「性」をテーマにした講義の実施	各校 1 回	各校 1 回	保健医療課

◇ 市民や教育・保育関係者の役割

- 市民**
- 固定的な性別役割分担にとらわれることなく、一人ひとりの個性を大切にしましょう。
 - 男女共同参画に関する研修・講座や意識啓発の機会に積極的に参加しましょう。
 - 周囲の情報の中に、男女に関する偏った表現がないか、差別を助長するようなものがないか注意して確認しましょう。

- 教育・保育関係者**
- 性別によって区別することなく、個性を尊重した教育や保育を行いましょう。
 - 子ども達が性や命について正しく理解できるような教育を行いましょう。
 - 子どもの教育に関わる人は、子どもが小さな頃から男女平等の意識を持つことができるよう、自身も男女共同参画に関する理解を深めましょう。

基本目標2 政策決定・地域活動分野への男女共同参画の促進

2-1 政策方針決定の場への男女共同参画の促進

市民の身近な生活に深く関わりを持つ市政において、政策・方針など意思決定の場に男女がともに参画することは、全市的な男女共同参画社会の推進を図る基盤となります。また、女性の参画が少ない分野に、女性の視点や発想を取り入れることで、活動内容の幅が広がることが期待されます。

本市では、「長久手市付属機関等の設置等に関する要綱」に基づき各課が委員選定を行っており、要綱には女性を積極的に登用する旨が明文化されています。

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することで、市のすべての施策に多様な価値観と発想を取り入れるとともに、性別に関わらず、能力に応じた委員委嘱、管理職への登用がなされるよう、全庁的な男女平等意識の普及・啓発を進めていくことが求められています。

重点課題① 審議会などにおける女性の登用促進

審議会や委員会などに女性の登用を進め、政策や方針決定に男女の意見をともに取り入れた市政を推進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	女性委員の登用を30%以上にしていきます	○委員募集の際の広報・周知の推進 ○「長久手市付属機関等の設置等に関する要綱」における女性の登用促進の内容を踏まえた委員選定の実施	全課
2	女性委員のいない審議会などを解消していきます	○あて職など委員の見直し ○委員募集の際の広報・周知の推進	全課

重点課題② 管理職などへの女性の登用促進

個人の能力や適性を活かした配置を図り、管理職への登用を促進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	女性職員の管理職への登用を促進していきます	○管理職に適齢の女性を確保していくための働き方の見直し ○男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底	人事課

2-2 地域活動の場への男女共同参画の促進

地域活動の活性化や、多様な地域課題を解決する地域力の向上のためには、地域活動や団体活動において男女共同参画を推進していくことが重要です。しかし実際には、働く男性は女性と比較して地域活動への参加が少なく、一方で、役職者には男性が多いという現状があります。また、活動主体が女性であるにも関わらず、父親や夫など、男性の名前で地域活動などに登録する女性が多いという課題もあがっています。

地域等で活躍できる女性の育成を図るとともに、働く男女がともに地域活動に参画できるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

重点課題① 地域活動の役職などにおける女性の登用促進

組織の責任ある地位への女性の登用を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	女性リーダーの育成を支援していきます	○女性リーダー育成機会の提供 ○事業実施中での女性支援の推進 ○女性リーダー育成セミナー等の情報提供の推進	市民協議課 生涯学習課
2	性別に関わらず、地域活動などへの自分の名前での登録を促進していきます	○活動主体である女性に対する、自分の名前での登録の呼び掛け ○登録やリスト活動の促進による、本人の名前での登録の拡充	全課

重点課題② 地域活動における男性の参画促進

地域活動への参画が特に少ないとされる若い世代の男性でも参加できるよう、活動時間の見直しなどを行うとともに、団塊世代を中心として男性の地域活動への参画を進めます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	P T A活動は、保護者が参加しやすい時間に活動していきます	○保護者の意見を踏まえた事業の実施	教育総務課
2	団塊世代の男性を中心に、地域活動への参画を促進していきます	○地域ボランティアへの参画促進 ○団塊世代の活動への支援 ○地域共生ステーションにおける、多世代が集まれる仕組みづくりや地域活動への参加促進	全課

重点課題③ 防災分野への女性の参画の拡大

災害時の支援を充実するため、防災分野に女性の参画を進めます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	防災の分野に女性の視点やニーズを取り入れ、地域の安全の基盤づくりに努めます	○授乳にも使用できる間仕切りの設置など、避難所における女性への配慮 ○防災組織への女性登用の促進	安心安全課

重点課題④ 男女共同参画に取り組む市民グループへの育成支援

団体等が行う男女共同参画に寄与する取組を支援します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	地域において男女共同参画の視点を持って活動に取り組めるよう働きかけます	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画を促進する団体の育成支援 ○企画段階からの男女共同参画の視点を持った地域活動の促進 	市民協働課

「基本目標2 政策決定・地域活動分野への男女共同参画の促進」の達成に向けて

◇ 数値目標の設定

	項目	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)	関係課
1	女性委員の登用率	22.7%	30%以上	全課
2	女性委員のいない審議会数	6 議会	0 議会	全課
3	女性職員の管理職への登用	20.8%	22.0%	人事課
4	地域活動への本人の名前での登録	151 件	200 件	生涯学習課

◇ 市民や地域の役割

市民

- 男女ともに、積極的に行政の政策方針決定過程に参画しましょう。
- 男女ともに、知識や能力を高められるよう、学習会などに参加しましょう。
- 性別や年齢に関わらず、積極的に地域活動に参加しましょう。
- 地域活動などにおいては、男女が区別なくそれぞれの役割を担いましょう。

地域

- 地域団体などにおける会長や役員などの選出について、性別が偏らないような人員の配置に努めましょう。
- 地域活動や団体活動において、男女双方の意見を取り入れるようにしましょう。

基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備

3-1 男女平等の職場環境づくりの推進

働く場において、男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮していくためには、採用する企業側に、雇用形態や職業選択等における男女平等な労働観が浸透していることが大切です。

男女ともに適正な労働条件が確保され、性別や年齢に関わらず、誰もが働きやすい職場環境が整備されるよう、企業への意識啓発を進める必要があります。

重点課題① 団体、事業所などにおける女性の参画促進

男女共同参画の視点の重要性について、団体、事業所に意識啓発を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	市の入札における評価項目に、男女共同参画社会実現への評価視点を取り入れます	○「男女共同参画社会への貢献度」の加点対象となる評価項目の検討・設定 ○判断基準の検討	行政課
2	パンフレットなどを活用し、企業に意識改革の働きかけをしていきます	○窓口等での働きかけ	産業緑地課

重点課題② セクシュアル・ハラスメント⁷、パワー・ハラスメント⁸防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの根絶に向け、団体、事業所に向けた啓発を推進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた広報、啓発を行い、人権尊重の意識づくりを推進していきます	○パワー・ハラスメント防止についての要綱策定の検討 ○人権教育指導者研修会への社会教育委員参加による、人権尊重への意識づくりの推進	人事課 生涯学習課

⁷ セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせのこと。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けることまたは性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

⁸ パワー・ハラスメント

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

3-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

国では、2007年（平成19年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。仕事と生活が好循環を生み出す社会づくりに向けた機運が高まっています。男女がともに、個人のライフスタイルやニーズに応じ、自分らしく働き続けていくためには、こうしたワーク・ライフ・バランスの視点に立って環境を整備していく必要があります。

しかし実際には、結婚・出産による女性の離職が多くなっていることや、働きすぎによるメンタルヘルス対策などが課題としてあがっています。働く男女に向けた子育て支援の充実や職場への理解の浸透など、周囲の環境を整備していくとともに、家庭内における意識啓発を進め、男女がともに助け合って、仕事と家庭生活を両立していけるよう支援することが求められています。

重点課題① 保育施設・サービスの充実

多様な保育ニーズに対応するため、保育施設の整備に取り組むとともに、低年齢児保育や特定保育⁹などの保育サービスの充実を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	保護者の就労時間、勤務時間の多様化に対応した長時間保育・延長保育 ¹⁰ や一時保育など、保育サービスを充実していきます	○長時間保育・延長保育、特定保育の実施体制の整備 ○長時間・延長保育、特定保育の実施増加による受け入れの拡充	子育て支援課
2	待機児童の解消に努めていきます	○新設保育園の建設や民営保育園における園児の受け入れ拡充	子育て支援課

⁹ 特定保育

1日4時間以上6時間未満かつ概ね64時間以上の就労家庭の児童の保育を行うサービスのこと。（通常保育、一時保育の対象となる児童は除く。）

¹⁰ 長時間・延長保育

保護者がフルタイムで働く就労家庭の児童が利用する保育サービス
（長時間保育 午後4時から午後6時30分まで・延長保育 午後6時30分から午後7時まで）

重点課題② 子育て支援サービスの充実

働く男女の仕事と家庭生活の両立を支援するため、子育て支援サービスの充実を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	ファミリーサポート事業を充実していきます	○依頼会員に対応する援助会員の増大のための事業の周知 ○活動中の事故予防のための講習会の充実	子育て支援課
2	子育て支援短期事業（ショートステイ）の周知を図ります	○広報・ホームページにおける周知	子育て支援課
3	子育て支援制度やサービスの情報提供を充実していきます	○広報・ホームページにおける周知 ○ホームページ内容の充実	子育て支援課
4	児童クラブを拡充していきます	○ニーズ調査の実施	子育て支援課
5	託児ボランティア養成講座を開催していきます	○子育て支援団体同士の交流会の実施	社会福祉協議会

重点課題③ 男女がともに家庭生活に関われる環境づくり

男女がともに家庭生活に積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	家事教室（料理、ゴミ分別講習など）を開催していきます	○「エコ料理教室」の開催 ○「エコ料理教室」の周知による参加者の確保	環境課
2	パパママ教室の開催を拡充していきます	○土日も含めた「パパママ教室」の開催 ○「パパママ教室」の周知による参加者の確保	保健医療課
3	公共施設のトイレに大人・子ども兼用のベッドなどの設置を拡大し、施設改善をしていきます	○子育てをしている年代及び高齢者の利用が比較的多い施設を優先した改善の推進 ○施設を新設する際の大人・子ども兼用のおむつ交換ベッドの設置推進	全課

重点課題④ 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

職場における子育て支援を充実するとともに、育児・介護休業制度の男性の取得促進を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	団体・事業所等の要請に応じ、男女共同参画に関する出前講座を実施します	○大学への講師派遣の依頼 ○各団体への仕事と家庭の調和についての意識啓発の働きかけ	市民協働課
2	育児・介護休業制度を整備し、男性の取得を働きかけていきます	○育児・介護休業制度の周知 ○窓口等での男性への取得の働きかけ	人事課 産業緑地課
3	パンフレット等の配布を通じてファミリー・フレンドリー企業に関する情報提供を行い、ファミリー・フレンドリー企業への登録を支援します	○窓口等での働きかけ	産業緑地課
4	子育て期の就労者に対する雇用者への理解を促進していきます	○窓口等での働きかけ	産業緑地課

3-3 女性のチャレンジ支援

意欲のある女性が、望むような形で働き続けられるような支援策を充実させていく必要があります。本市では、子育て中でも働く意欲のある女性が多くなっていますが、同時に育児休業取得後の復職の困難なども課題としてあがっています。

女性がいつまでも自らの能力の向上や活躍をめざすことができるよう、再就職に対する支援を行うとともに、女性自身のエンパワーメントを推進し、女性の幅広い分野への進出を支援していくことが重要となっています。

重点課題① 子育て後の女性の再就職に対する支援

子育て後の女性の再就職に対する支援を図るため、市内の企業や商工会に働きかけをします。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	退職者への再就職意志の確認をする働きかけをしていきます	○窓口等での働きかけ	産業緑地課

重点課題② 女性の職業能力育成に対する支援

企業や事業所内での女性の能力育成に向けた学習機会の提供や、啓発を推進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	講習会などへの参加を市民や企業に働きかけていきます	○窓口等での働きかけ ○公民館講座でのパソコン講座の開催	産業緑地課 生涯学習課

重点課題③ 女性の起業に対する支援

起業の場の提供や情報発信により、起業をめざす女性への支援を行います。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	起業の場を提供するなど、起業を目指す女性に対する支援を行います	○窓口等での働きかけ	産業緑地課

「基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備」の達成に向けて

◇ 数値目標の設定

	項 目	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)	関係課
1	男性職員の育児休業の取得率	12.5%	12.5%	人事課
2	パパママ教室の夫の参加率	40.5%	43.0%	保健医療課
3	ファミリー・フレンドリー企業	2 企業	5 企業	産業緑地課
4	特定保育の促進	2 園	4 園	子育て支援課
5	放課後児童クラブの拡充	2 か所	4 か所	子育て支援課
6	ファミリーサポートセンターの 援助活動ができる会員数の拡大	219 人	240 人	子育て支援課
7	育児講座の開催	5 回	8 回	子育て支援課

◇ 市民や企業の役割

市 民

- 男女がともに仕事と家庭のバランスのとれた生活が送れるよう、家族間の共通認識を持つため、家庭内で話し合しましょう。
- 男性社員も、育児・介護休業を積極的に活用しましょう。
- 職場で性別による不平等がある場合は、積極的に改善に努めましょう。
- 男性は、家事や育児・介護などに積極的に参加しましょう。

企 業

- ワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境を整備しましょう。
- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場づくりに努めましょう。
- 募集、採用、昇進、給与など性別を理由とした格差をなくしましょう。
- 子どもを持つ人も働きやすいよう、在宅勤務やフレックスタイム、短時間勤務制度といった柔軟な勤務形態についても検討しましょう。

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

4-1 生涯を通じた心身の健康づくり

男女がともに生涯を通じて心身ともに健康で過ごすことは、男女共同参画社会を実現していくための最も基本的な条件です。性別に関わらず、自らの心身の健康に関心を持ち、健康づくりに関する正しい知識や情報を得ながら、主体的な健康づくりを行っていくことが大切です。特に、女性の場合は妊娠や出産の可能性を持っており、特有の身体的特徴やライフサイクルと、その各段階における心身の変化により、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性自身が自らの健康に決定権をもつ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ¹¹への理解の促進が重要となっています。

また、女性の健康だけでなく、男女がともに互いの性についての認識を深め、身体の違いを十分に理解し、相手に対する思いやりを持ちながら、性差や年代に応じた心身の健康づくりを進めて行くための支援が求められています。

重点課題① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発

男女がともに性と生殖に関して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて、双方がよりよい協力関係を保つとともに、女性が自らの意思で選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を営むための環境づくりをめざします。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報を提供していきます	○保健医療課等との協働 ○情報提供の推進	市民協働課
2	あらゆる世代に対して、性に関する相談窓口の設置を検討していきます	○電話相談や面接相談による対応	保健医療課
3	青少年に対して、性について学ぶ機会を提供していきます	○市内3か所の中学校における「命」「生きる」「性」をテーマにした講演会の実施	保健医療課

¹¹ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

いつ何人子どもを産む、産まない、を選ぶ自由、安全で満足のある性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

重点課題② 妊娠・出産期のこころと身体の健康づくり

健康の保持や増進、母性保護に関する正しい知識の普及を推進し、母性保護と母子保健の充実を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	妊婦・乳幼児健診を実施していきます	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦健康診査・子宮頸がん検診・乳児健康診査の費用の助成 ○3～4 か月児健康診査、10～11 か月児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、3歳8か月児健康診査の実施 	保健医療課
2	新生児・妊産婦・乳幼児家庭訪問を実施していきます	<ul style="list-style-type: none"> ○3～4 か月児までの乳幼児とその保護者を対象とした全戸訪問の実施 ○必要に応じた妊産婦・乳幼児家庭訪問の実施 	保健医療課
3	不妊治療などの支援を充実していきます	<ul style="list-style-type: none"> ○一般不妊治療費用の一部助成 	保健医療課

重点課題③ 健康づくりの推進

健康についての正しい知識の普及と、疾病の早期予防、早期発見、早期治療をめざし環境づくりを推進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	働きすぎによるメンタルヘルス対応など、こころの健康に関する知識を普及します	<ul style="list-style-type: none"> ○メンタルヘルス研修への参加促進 ○精神科医顧問による講座の開催 ○広報、ホームページ等を活用したこころの健康に関する知識の普及 	人事課 保健医療課
2	乳がん・子宮がん検診について、利用しやすい健診体制を整備し、受診率向上を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ○利用しやすい健診体制の検討 	保健医療課

4-2 支援の必要な人が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者など、日常生活において特別な支援が必要な人がいきいきと安心して社会と関わりを持ちながら暮らすことができるよう、環境整備や自立支援を行っていくことが大切です。本市においても高齢化が進行している中で、市制施行に伴う福祉事務所の設置など、福祉施策の一層の充実が進められています。一方で、介護を女性の仕事としてとらえる風潮もあり、介護への男性の参画が求められています。

また、ひとり親家庭や、障がいのある人、外国人女性などにおいても、生活の様々な場面で複合的な困難を抱えていることが予想されます。

誰もが安心して地域で暮らせる環境づくりに向け、あらゆる男性、女性がともに家庭生活、地域生活を送ることができるよう、社会的支援の充実と環境整備を進める必要があります。

重点課題① 高齢者・障がいのある人の生活安定と自立支援

支援が必要な人に対するサービス提供を充実するとともに、介護者に対する情報提供などを行い、双方の心身の負担軽減を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	関係機関と連携を図り、高齢者・障がいのある人へのサービスの円滑な提供を推進していきます	○地域の人材やサービスを活用した地域包括ケア体制の整備	福祉課 長寿課
2	高齢者・障がいのある人及び介護者双方の負担軽減のためのサービス等の情報提供を図ります	○広報・ホームページを利用した情報提供の推進	福祉課 長寿課

重点課題② ひとり親家庭などの生活安定と自立支援

地域や家庭で安心して生活できるよう、経済的自立に向けた支援と、生活上の悩みや問題を解消するための相談体制の充実を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	一時的に生活援助が必要な場合は、生活を支援するヘルパーの派遣をしていきます	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭日常生活支援事業の内容充実 ○ひとり親家庭日常生活支援事業の広報・ホームページを利用した周知 	子育て支援課
2	医療費の助成など経済的な自立支援を推進していきます	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費の自己負担分の助成 ○子育て支援課との連携による手続きの案内 	保健医療課
3	相談窓口、支援情報の周知を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・ホームページなどによる相談窓口の周知 	子育て支援課

重点課題③ 在住外国人女性に対する生活安定と自立支援

在住外国人女性のために、子育て、就労の情報提供やDV被害の相談体制の充実に努め、安心して生活できる環境づくりを推進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	在住外国人女性に対する情報提供、相談機能を充実していきます	<ul style="list-style-type: none"> ○各種広報物や案内、防災マップや道路標示看板における、英語をはじめとする多言語の併記などの外国人への配慮 ○国際交流協会の活動を通じた情報提供の推進 ○在住外国人女性からの労務相談へ対応 	全課
2	関係課と連携して、在住外国人のための健康支援、子育て支援と相談窓口を充実していきます	<ul style="list-style-type: none"> ○電話や面接での個別対応 	保健医療課

「基本目標4 安心して暮らせるまちづくり」の達成に向けて

◇ 数値目標の設定

	項目	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)	関係課
1	「命」「生きる」「性」をテーマにした講義の実施	各校1回	各校1回	保健医療課
2	乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん： (平成23年度) 50.4% 子宮がん： (平成23年度) 42.3%	50%以上	保健医療課

◇ 市民や地域等の役割

市民

- 自分や家族の健康について関心を持ちましょう。
- 健康づくりに関する学習機会に積極的に参加し、必要に応じて相談を利用しましょう。
- 高齢者や障がいのある人など、地域の中で支援が必要な人を見守り、声をかけるなど、できる限り支援しましょう。

地域

- 地域で積極的な交流を図り、お互いに顔の見える関係づくりを進めましょう。
- 地域みんなで健康づくりに取組みましょう。

企業

- 職場において、健康診査の受診を呼びかけましょう。
- 従業員の心の健康づくりに配慮しましょう。

基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり (長久手市DV防止基本計画)

5-1 暴力を許さない社会づくり

男女間のあらゆる暴力は犯罪であり、深刻な人権侵害です。しかしそうした暴力に直接関わりのない人にとっては、個人や家庭内などの限られた人間の問題であると考えられがちであり、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

男女共同参画の実現を阻むDV等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、市民一人ひとりが正しい理解を深めていくことが求められています。本市では学生など若い世代が多くなっています。デートDV¹²など、恋人間における暴力についての周知・啓発を進め、若い世代における理解をさらに深めることで、将来的な発生の防止を図ることが重要です。

重点課題① DVの防止の推進

様々な媒体を活用したDV防止に関する広報・啓発活動を進めるとともに、若年者に対する意識醸成も図ります。また、配偶者に対する暴力と関連の深い児童虐待について、早期発見のネットワークづくりとともに、未然に防ぐための取組を進めます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	広報・ホームページを利用し、暴力は人権侵害であるとの意識を啓発していきます	○女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）にあわせた広報	子育て支援課
2	性の商品化などの有害な環境から青少年を守る活動をしていきます	○青少年健全育成活動としての市内巡視パトロール、非行防止のための啓発活動の実施	生涯学習課
3	広報・ホームページを利用し、児童虐待に対する意識を啓発していきます	○児童虐待防止推進月間（11月）に合わせた広報	子育て支援課
4	すぐに対応できる相談体制と、児童虐待防止などへの支援、ネットワークづくりに取り組んでいきます	○家庭児童相談室の充実 ○相談室における専門職の知識の向上	子育て支援課

¹² デートDV

特に10代や20代などの若い世代で生じる、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。

5-2 安心して相談できる体制づくり

平成19年のDV防止法の改正に伴い、市町村において配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置が義務化されるなど、配偶者の暴力に対する市町村の取組の強化が求められています。しかし、相談窓口の認知度は本市においても高くなく、被害者にとっての身近な相談窓口のさらなる周知が求められています。また、一層複雑・多様化する社会状況のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談員の専門性の確保を図るとともに、関係機関のネットワーク化を進めていく必要があります。

重点課題① 相談窓口の周知

相談窓口や支援情報について、外国人も含め広く市民に周知します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	相談窓口、支援情報の周知を図ります	○リーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子育て支援課
2	外国人へ相談窓口を周知していきます	○外国語のリーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子育て支援課

重点課題② 相談体制の充実

より多様な相談内容に対応できるよう、研修機会などの充実を図り、相談員の資質向上を図ります。また、各関係機関の情報共有を強化し、相談支援体制を確立します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門知識の習得や研修の充実を図ります	○DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子育て支援課
2	DVの二次被害 ¹³ を防ぐために相談担当者及び関係職員の資質の向上に努めていきます	○DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子育て支援課
3	障がい者虐待の防止のため、相談体制の整備を実施していきます	○虐待の通報義務などの市民への周知 ○障がい者虐待防止における情報が収集できるネットワークづくり	福祉課

¹³ 二次被害

DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不足しているために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けること。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
4	DV被害者の安全確保のため、庁内及び関係機関のネットワークづくりを強化します	○関係機関での情報共有と適切な管理の推進 ○ネットワークのシステムづくり	子育て支援課 関係各課

5-3 自立への支援

DVの深刻化を防ぐためには、早期発見と、被害者の適切な保護、安全確保を図ることが重要です。また、被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、生活基盤を整える支援が求められます。

通報義務の周知徹底により、地域住民などによる発見機能を強化するとともに、関係機関が相互に連携を図りながら、被害者の保護及び自立支援を円滑かつ適切に行えるよう体制の整備に努める必要があります。

重点課題① 早期発見体制の整備

通報義務の周知徹底により、早期発見体制を整備します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	教職員、保育士、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発を行います	○関係職員や保護者への意識啓発 ○被害者保護のための情報管理の徹底	子育て支援課 保健医療課 教育総務課

重点課題② 保護体制の充実

関係機関と連携し、DV等被害者の保護に努めます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	県、児童相談所、警察等関係機関との連携による被害者保護体制を確立します	○関係機関の連携強化とネットワークシステムづくり	子育て支援課

重点課題③ 生活再建に向けた支援の実施

被害者の立場に立った自立支援の機能の強化に向け、必要な情報提供を支援に取り組めます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	ひとり親家庭などの就労など自立に向けた支援を行います	○一時的に生活援助が必要な場合にヘルパーを派遣 ○広報・ホームページでの周知	子育て支援課

「基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり」の達成に向けて

◇ 数値目標の設定

	項目	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)	関係課
1	DV防止に関する情報提供・媒体数	3/年	5/年	子育て支援課

◇ 市民の役割

市民

- DVについての正しい情報を積極的に収集し、暴力は重大な人権侵害であるという認識を持ちましょう。
- 暴力を発見した場合は見て見ぬふりをせず、被害者に対する相談窓口の紹介や、関係機関に情報を伝えましょう。

第5章 計画の推進

1 庁内推進体制の整備・強化

男女共同参画に関する施策は多岐にわたるため、本計画を全庁的・総合的に推進していただけるよう、市役所内関係各課の連携を強化します。

2 市と事業者・各種団体等との協働と連携

市と住民、学校、企業、団体などが互いの自立性を尊重し、それぞれの得意分野や特徴を活かして連携し合うことにより、男女共同参画社会の実現をめざします。

3 相談体制の整備および相談員の育成

様々な問題や悩みに対応できる相談体制を整備し、情報のネットワーク化を図ります。また、相談員の資質向上に向けた人材育成に努めます。

4 計画の進行管理

全庁において計画の数値目標の検証や、課題整理などの積極的な事業を実施するとともに、施策実現に向けた組織の強化を図り、職員一人ひとりの意識改革や資質の向上に向けた取組を行います。

また、長久手市男女共同参画推進審議会において、定期的に事業の進捗状況の確認や検証を行い、市の施策の推進を図ります。

参考資料

1 会議設置要綱

2 委員名簿

3 策定経過

4 用語解説
